

国土交通省管理職ユニオン

東北支部ニュース

発行日
2026年8月31日
No. 296
発行者
国交管ユニオン東北支部

8月7日
令和8年
人事院勧告

令和8年人事院勧告

中高年で昨年を大きく上回る改定、中堅層以上に配慮し
俸給表全体を改定 再任用給与も改善も、60歳超職員の
賃金7割措置は是正されず

一時金引上げ、転居手当の新設、広域異動手当の支給割合
引上げ（本音は本省→地方への転出時の減額補償？）

人事院勧告・報告の概要に

対するユニオンの主張

●：人事院勧告、■：ユニオンの主張 【高水準のベースアップ】

●業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）

民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）

民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表（一）の平均改定率8.5%）

■高齢層職員の処遇も一定の改善が図られたものの、物価上昇分には及ばず、さらに55歳超職員の昇給停止・抑制措置、60歳超職員の賃金7割措置

という民間実態調査結果を無視した過剰かつ不合理な賃金抑制は残されたままであり、職務・職責に見合う早急な是正が必要である。とりわけ、情勢適応の原則に反している賃金7割措置の撤廃を求める。

再任用職員の月例給改善の平均改定率8.5%については、民間の再雇用者との賃金比較における差を長期間にわたって放置されてきたことを指摘する。また、これまで主張してきたとおり、職務給原則を徹底し、常勤職員との均等・均衡待遇を実現すべきである。

【転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当】

●転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】

転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）

●広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】

広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

■広域異動手当については、現行の距離区分が2区分しかなく経済的な負担の解消のほか「給与上のインセンティブを更に向上させる」うえでも、その設定をよりきめ細かくすべきである。転居手当については、単身赴任の場合にも支給期間を3年間とすることに伴う勤務条件の不利益変更は到底容認できない。単身赴任の特例を定めるなど、勤務条件の不利益変更を確実に回避するとともに、異動に伴う職員の精神的・経済的な負担の解消を求める。



QRコード 管理職ユニオン

ユニオンの「定年延長者、再任用職員の給与水準大幅改善要求」には、まったく応えない人事院

■定年延長者の年間給与水準については、民間給与実態調査における定年延長者の年間給与水準が60歳前の約77%であるにもかかわらず、7割台を理由とした不当な抑制を続けており、民間との較差が解消されていない。

■再任用職員については、長年放置されてきた民間との較差是正で月例給が8.5%引上げ、一時金が常勤職員と同じ0.05月の改善となったものの、そもそも支給月数が常勤職員の約半分に抑えられている実態は解消していない。

■管理職ユニオンは、定年延長者の給与水準を民間並の60歳時の約8割への改善や、再任用職員の給与水準の定年延長並への改善を人事院へ要求していますが、これら常勤職員との不合理な格差は即刻解消すべきである。

地方機関職員の年間給与額の推移（人事院勧告資料のモデル給与例を参考に作成）

推移		単位：千円										
		2017	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
係員(高卒初任給)(1級5号俸)	18歳	2,381	2,412	2,444	2,485	2,477	2,455	2,535	2,749	3,121	3,335	3,504
係員(大卒初任給)(1級25号俸)	22歳	2,905	2,939	2,973	3,006	2,997	2,970	3,037	3,237	3,652	3,863	4,033
係員	25歳	3,071	3,106	3,165	3,199	3,190	3,161	3,229	3,409	3,800	4,011	4,182
係員	30歳	3,633	3,672	3,728	3,764	3,752	3,718	3,787	3,909	4,240	4,431	4,604
係長(3級24号俸)	35歳	4,454	4,497	4,553	4,576	4,562	4,519	4,564	4,661	4,899	5,092	5,285
係長(3級40号俸)	40歳	4,893	4,961	4,985	5,001	4,985	4,938	4,996	5,064	5,224	5,413	5,617
専門官(4級28号俸)	45歳	5,533	5,576	5,601	5,619	5,601	5,546	5,582	5,653	5,790	5,992	6,212
課長(4級58号俸)	50歳	6,814	6,821	6,848	6,885	6,865	6,804	6,845	6,904	7,017	7,230	7,452
課長(5級77号俸)	55歳	7,242	7,292	7,320	7,341	7,320	7,255	7,298	7,358	7,473	7,680	7,910
課長(6級39号俸)	60歳	7,522	7,575	7,605	7,628	7,605	7,536	7,582	7,649	7,776	7,997	8,242
定年延長専門調査官(5級80号俸)	61歳	-	-	-	-	-	-	-	-	4,855	5,006	5,175
再任用係長級(3級)	63歳	3,654	3,673	3,692	3,692	3,692	3,665	3,679	3,707	3,775	3,927	4,276
再任用専門職級(4級)	63歳	3,963	3,984	4,005	4,005	4,005	3,975	3,990	4,020	4,095	4,263	4,643
再任用専門調査官級(5級)	63歳	4,182	4,204	4,225	4,225	4,225	4,193	4,209	4,240	4,317	4,492	4,891

(注)給与例の年間給与額は人事院勧告資料の給与例の月額を基に算出

前年度との比較		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H28:R8
係員(高卒初任給)(1級5号俸)	18歳	1.30%	1.33%	1.65%	-0.30%	-0.91%	3.29%	8.42%	13.53%	6.86%	47.12%
係員(大卒初任給)(1級25号俸)	22歳	1.18%	1.14%	1.14%	-0.30%	-0.91%	2.27%	6.59%	12.81%	5.77%	38.85%
係員	25歳	1.15%	1.89%	1.09%	-0.30%	-0.91%	2.17%	5.57%	11.47%	5.56%	36.17%
係員	30歳	1.06%	1.51%	0.97%	-0.30%	-0.91%	1.85%	3.22%	8.46%	4.50%	26.72%
係長(3級24号俸)	35歳	0.97%	1.24%	0.50%	-0.31%	-0.94%	1.00%	2.13%	5.10%	3.93%	18.66%
係長(3級40号俸)	40歳	1.38%	0.48%	0.31%	-0.31%	-0.94%	1.17%	1.37%	3.15%	3.61%	14.79%
専門官(4級28号俸)	45歳	0.78%	0.45%	0.33%	-0.32%	-0.98%	0.66%	1.26%	2.43%	3.49%	12.28%
課長(4級58号俸)	50歳	0.10%	0.39%	0.54%	-0.29%	-0.88%	0.59%	0.86%	1.65%	3.02%	9.35%
課長(5級77号俸)	55歳	0.69%	0.39%	0.29%	-0.29%	-0.88%	0.59%	0.82%	1.56%	2.77%	9.22%
課長(6級39号俸)	60歳	0.70%	0.39%	0.30%	-0.30%	-0.91%	0.61%	0.88%	1.67%	2.84%	9.57%
定年延長専門調査官(5級80号俸)	61歳	-	-	-	-	-	-	-	-	3.11%	-
再任用係長級(3級)	63歳	0.52%	0.52%	0.00%	0.00%	-0.73%	0.37%	0.76%	1.85%	4.03%	17.04%
再任用専門職級(4級)	63歳	0.53%	0.52%	0.00%	0.00%	-0.75%	0.38%	0.74%	1.87%	4.11%	17.16%
再任用専門調査官級(5級)	63歳	0.52%	0.52%	0.00%	0.00%	-0.75%	0.38%	0.73%	1.83%	4.05%	16.96%